

平成19年度業務実績評価の際、評価委員会から指摘された事項に対する対応状況調査表

	評価委員会からの指摘事項	対応状況
1	「I. 2. (2) ① 受入れのための適切な措置」において、司法機関との移管協議では、引き続き、「移管の定め」の早期締結に向け最高裁と協議が行われた。今後、できるだけ速やかな合意、文書の移管に期待したい。	<p>・歴史公文書等の「移管の定め」が締結されていない司法部については、内閣府と共に平成18年5月18日以降、最高裁判所事務総局との間で協議、調整を継続している。</p> <p>平成20年度においては、7回にわたり内閣府と共に最高裁判所事務総局と意見交換、協議等を行った。その結果、昭和19年から昭和30年までの民事判決原本の移管を優先することとし、「移管の定め」の締結に向けた調整を進めている。</p>
2	「 同上 」において、歴史公文書等の移管の重要性の周知については、引き続き、各府省庁の事務次官等への要請、文書主管課職員への説明会、施設見学会、パンフレットの配布などが行われた。今後とも積極的な取り組みに期待したい。	<p>・歴史公文書等の移管の重要性の周知については、従前より、館長から各府省庁事務次官等への移管の要請の際や公文書専門官による各府省等への移管説明会、また国立公文書館主催の研修会や施設見学会等において、移管に関するパンフレット等を配布して歴史公文書等の移管の重要性について周知しており、今後も引き続き積極的な取り組みを進めることとしている。</p> <p>なお、「公文書等の管理に関する法律案」に定められた新たな文書管理システムに即し、歴史公文書等の移管の重要性の周知について、種々の方策の検討を進めることとしている。</p>
3	「I. 2. (2) ④ デジタルアーカイブ化の推進」においては、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化が進んでいないことから、引き続き、アンケート調査を実施するとともに、外部専門家による調査・検討委員会を4回開催し、デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書案の取りまとめが行われたことは評価できる。今後、できるだけ速やかな標準仕様書の策定、自治体への周知を期待したい。	<p>・平成19年度取りまとめた標準仕様書案に基づきパイロットシステムを構築し、実証試験を行った。試験に当たっては、地方の公文書館の一部からサンプルデータの提供を受け、ネット上での試験を実施した。試験結果を踏まえ、専門家の助言を得て、最終的に標準仕様書として策定した。また、上記に加え、システムの導入・運用業務の参考として導入・運用マニュアルを作成した。</p> <p>平成21年度は、上記、標準仕様書及び導入・運用マニュアルを、速やかに全国の公文書館等へ送付するとともに、全国公文書館長会議において報告し、導入を呼びかけた。</p>
4	「I. 2. (2) ⑤ 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置」においては、国及び地方公共団体の職員を対象に、受講者の段階に応じ体系的な研修を実施し、専門的・技術的な助言を行った。(中略) 専門職員の養成は重要であり、研修の更なる充実・強化が図られることを期待したい。	<p>・「公文書館制度を支える人材養成等のためのプロジェクト・チーム」を計9回開催し、公文書館専門職員養成課程を始めとする各研修内容の充実・強化を図った。</p> <p>公文書館専門職員養成課程は、引き続き各研修科目群の集中化を図るとともに、新たにカリキュラム全体の効率化を図った。このほか、高等教育機関との将来的な連携に向けて、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻関係者との意見交換を行った。</p> <p>公文書保存管理講習会は、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の報告を踏まえ、現用文書の管理に関する講義を拡充した。</p> <p>また、公文書館等職員研修会は、正規の受講者とは別に、各府省の現用文書の管理を担当する職員に対して、一部の</p>

		<p>科目を受講する機会を新たに設けた。</p> <p>平成21年度は、各研修で「公文書等の管理に関する法律案」についての講義を新たに実施するなど所要の見直しを行い、更なる充実・強化を図ることとしている。</p>
5	<p>「Ⅳ. 評価委員会等からの指摘事項に対する対応状況」においては、整理合理化計画における取組みの一環として、今般、監事との連携により評価が行われたが、業務実績報告、財務諸表などについて有意義な意見の提出をいただいた。特に、随意契約の見直しについては、適切に進められているとの認識のもと、平成20年度においては監事監査の重点項目に位置付けるとの表明が行われた。今後とも厳格な監査を期待したい。</p>	<p>(監事の対応)</p> <p>平成20年度監査において「契約に関する事項」を取り上げ、①随意契約見直し計画の進捗状況、②契約にかかるチェック体制、③多年度契約の活用の3点について重点的に監査した。結果は別添のとおりである。今後も独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、入札・契約の状況等について厳格な監査を行うとともに評価委員会との連携を図ってまいりたい。</p>

※項目別評価表に対応状況が記載されている場合は、その旨を記述する。

監事監査報告書（抜粋）

2. 契約に関する事項

①随意契約見直し計画の進捗状況

19年度は準備期間とし、20年度に本格的に見直した結果、上期実績で契約件数にして51件(前年度同期57件)、契約金額で6億1千万円余(同6億8千万円余)のうち、競争的要件を含まない随意契約は17件(同41件)、1億5千万円弱(同2億6千万円弱)となり、件数割合で33.3%(同71.9%)、金額割合で24.4%(同37.8%)と大きく低下している。一応の進捗を見たといえるが、本年度の契約の中には本来はシステムの複数年度契約に付随した契約であるにも関わらず単年度で毎年随意契約となっているものも若干あり、これらについては次期システム入れ替えの際等に関連契約として同時に競争入札を行い、複数年度契約にすることを検討されたい。また、警備関連については随意契約の理由書をもって当面随意契約で行うことを了承した。

なお、競争的条件を加味した契約については、随意契約より時間的余裕が必要であることを各課等に周知徹底することを要望する。

個別契約の中では、歴史公文書探求サイト「ぶん蔵」ウェブサーバー運用等業務委託の契約について、100万円未満とのことで契約書が省略されているため、仕様書の中の著作権関係の項目についての合意がなされているかどうかの確認ができない。担当者において先方の合意を確認できる覚書などの手交が必要と考えられる。

②契約にかかるチェック体制

昨年度の監事監査において予算（契約時見積もり）と実績の乖離が生じた場合の契約変更の在り方について疑問を提示したが、今年度についてはこのようなことの生じないようにしているとの説明を受け了承した。

③多年度契約の活用

複数年契約についてはいまのところシステムの一部を除いて消極的との説明を受けた。近々内閣府から通達が出る予定とのことなので、後述のような理由で積極的な取り組みを期待する。特に、中期計画の改定までに、複数年契約にしたら当館業務の効率化に資するものを検討し、次期計画時に広範に取り入れることが必要と思料する。

例としては次のようなものの検討が必要である。

システムとその保守、館内警備、空調・電気保守など。例えば、会計システムの保守をシステム構築とセットで5年契約などにすれば手間が大分省けるのではないか。他社で作ったシステムの保守は毎年公募しても応募する社はないと思われる。